

令和8年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業実施業務

業務仕様書

令和8年2月

岩手県県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター

令和8年度二戸圏域生活困窮者自立相談支援事業実施業務仕様書

1 事業の目的

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する就労準備支援事業の利用のあっせん等様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ なお、業務の契約は単年度ごととするが、県が本業務の執行状況が良好と認めた場合は、3年間（令和8年度から令和10年度まで）継続して業務を委託することがある。

3 実施地域

軽米町、九戸村及び一戸町

4 支援対象者

様々な困難により生活に困窮している者であって、本事業による支援が必要と認められる、原則として、軽米町、九戸村及び一戸町に居住している者とする。

5 実施体制

（1）活動拠点の設置及び運営

生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置すること。

窓口の運営時間は、毎週月曜日から金曜日まで（「国民の祝日に関する法律」で定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。）の8時30分から17時までとする。

（2）人員体制

次の人員を配置すること。

なお、他の自治体が実施する自立相談支援事業と一体的に実施する場合は、一体的事業全体の中において下記人員による支援体制が確保されていれば差し支えない。

ア 主任相談支援員（1名）

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

なお、以下のいずれかの要件に該当する者を配置すること。

（ア）社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者

（イ）生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者

（ウ）相談支援業務に準ずる業務として、県が認めた業務に5年以上従事している者

イ 相談支援員（1名以上）

生活困窮者のアセスメント及びプランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などを行う。

なお、以下のいずれかの要件に該当する者を配置すること。

（ア）生活困窮者への相談支援業務若しくは社会福祉法に規定する社会福祉事業又は同等の相談支援事業の業務に1年以上従事した経験を有する者

（イ）国実施の自立相談支援事業従事者養成研修修了者

（ウ）相談支援業務に準ずる業務として、県が認めた業務に1年以上従事した経験を有する者

ウ 就労支援員（1名以上）

生活困窮者のアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所、協力企業及び就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

なお、以下のいずれかの要件に該当する者を配置すること。

- (ア) キャリアコンサルタント、産業カウンセラーの資格を有する者
- (イ) 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者
- (ウ) 就労支援に関する業務に1年以上従事した経験を有する者
- (エ) 国実施の自立相談支援事業従事者養成研修修了者
- (オ) 就労支援業務に準ずる業務として、県が認めた業務に1年以上従事した経験を有する者

6 事業内容

（1）生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する相談窓口を設置し、来所による相談を受け付けるとともに、自ら相談に訪れることが困難な者に対しては、訪問支援などを行う。

また、地域の関係機関のネットワーク強化を図り、生活困窮者の早期把握に努めるとともに、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 受付時の相談内容から、他制度や他機関（以下「他機関等」という。）へつなぐことが適当と判断された場合は、相談者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて他機関への同行支援等を行う。

ウ 受付時の相談内容から、本事業による支援が必要と判断された場合は、相談者本人から利用申込を受け、同意を得るとともにアセスメントを行う。アセスメントにより、本事業による支援を継続するか、他機関等へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）し、他機関等へのつなぎが適当と判断された場合は、関係機関と連携の上、適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じて適宜フォローアップを行う。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

エ 住まいに関する相談についても、他の相談と同様に幅広く受け付け、相談者の状況を丁寧に聴取し、必要に応じて支援や関係機関へのつなぎを行うものとする。

（2）アセスメントの実施・プラン策定

ア スクリーニングの結果、本事業による継続的な支援が妥当と判断された場合は、アセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容及び本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プラン策定は本人と受託者が協働して行い、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて緊急的な支援（住居確保給付金の支給等）や就労支援員による就労支援、その他地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、関係機関等と必要な調整を行う。

なお、住居確保給付金の利用希望がある場合は、住居確保給付金の申請を受け付け、速やかに県に提出する。この場合、プランには事後的に住居確保給付金の利用を盛り込むものとし、支援調整会議において報告を行う。

ウ プランには、受託者が自ら実施する支援のほか、本人の自立を促進するために必要と考えられる以下の支援を盛り込むものとする。

- (ア) 住居確保給付金の支給
- (イ) 就労準備支援事業
- (ウ) 認定就労訓練事業
- (エ) 家計改善支援事業
- (オ) 子どもの学習・生活支援事業
- (カ) 居住支援事業

- (キ) (ア)から(カ)までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
 - (ク) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業
 - (ケ) 生活福祉資金貸付事業
 - (コ) 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等の支援
- エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切か確認を行うとともに、プランに基づく支援実施について関係機関との役割分担等の調整を行う。
- オ 支援調整会議において(2)のウの(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の事業（以下「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合は、県に対して就労準備支援事業等については支援決定を、(2)のウの(オ)、(ケ)又は(コ)の事業等については支援内容等の確認を求める。また、就労準備支援事業等を含まないプランが了承された場合は、当該プランを県に報告する。
- カ (2)のウの(ク)の事業につなぐ場合は、県に対してプラン内容の確認を求め、県から了承を受けた後、プランの写しとともに必要書類を公共職業安定所に送付し、支援要請を行う。

（3）支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

- ア プランに基づき、受託者自らが支援を行うほか、各支援機関から適切な支援が受けられるよう、本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
- イ 各支援機関による支援が開始した後も、支援機関と連携・調整の上、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。
- ウ 概ね3か月、6か月、1年ごとに、以下について本人の状況を整理し、支援調整会議においてプランの評価を行う。
 - (ア) 目標の達成状況
 - (イ) 現在の状況と残された課題
 - (ウ) プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
- エ 評価の結果、支援終結と判断された場合は、他機関等へのつなぎや地域の見守り支援などの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。
- オ 評価の結果、プランを見直した上で支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントを行い、再度プランを策定する。

（4）支援調整会議

- ア 目的

プランの策定等に当たり、以下の4点を主な目的として、県担当者、関係自治体及び関係機関等により構成する支援調整会議を開催する。なお、他の自治体が実施する自立相談支援事業と一体的に実施する場合は、当該自治体担当者も構成員に含める。

また、会議の実施にあたっては、令和7年4月1日施行の改正生活困窮者自立支援法における居住支援の強化に関する規定に基づき、居住支援関係者との連携を積極的に行うものとする。
- (ア) プランの適切性の協議

受託者が作成したプランについて、その内容が本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを関係機関で協議し判断する。
- (イ) 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、本人が抱える課題と設定した目標を共有し、支援方針、支援内容及び役割分担等について共通認識を醸成する。
- (ウ) プラン終結時等の評価

プラン終結時等において、支援の経過と成果を評価し、本事業としての支援を終結するかどうか検討する。
- (エ) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足している場合は、それを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

- イ 開催方法

相談者数や社会資源の状況など、地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

ウ 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて支援調整会議を開催する前に、県やその他の関係機関等との調整を行う。

(5) 支援決定

県は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行うとともに、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、県はその理由を受託者に報告することから、報告を受けた受託者は、本人及び関係機関等と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて県に提出する。

(6) 住居確保給付金の手続

住居確保給付金に係る相談及び受付、受給中の面接等（県が行う支援決定に関する事務を除く。）を行う。

(7) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、支援調整会議その他の既存の合議体を活用した協議の場を設け、関係機関とのネットワークの構築を図る。

また、不足する社会資源については、支援調整会議等において地域の課題として検討するとともに、その開発に努める。

7 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、国が定める「自立相談支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発第0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知及び令和7年4月1日施行の改正通知を含む。以下「手引き」という。）を参照すること。
- (2) 相談支援に当たっては、手引きに定める「自立相談支援機関使用標準様式（アセスメントシート・プランシート等帳票類）」を使用するとともに、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合はあらかじめ本人から同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続をとること。
- (4) 生活困窮者に対して就労訓練事業の利用についてあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当することから、本事業実施後速やかに、同法第33条の規定に基づく許可を受けるための手続を行うこと。

8 本業務の数値目標

相談者数、支援対象者数等及び就職者数等、本事業の趣旨に資する目標値を設定し、目標値に対する業務の進捗状況と効果を常に把握すること。

9 その他

(1) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の例により個人情報を取り扱うものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託等の制限

受託者（共同提案の場合は代表者）は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と判断される業務については、その一部（委託費の2分の1以内）を再委託することができる。この場合、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）及び再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

(5) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。なお、県が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引き継ぎを行うものとする。

(6) 権利の帰属等

- ア 本業務により製作された教材、資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。
- イ 受託者が委託料の収入で購入した物品は、県の所有となること。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ受託者は県の承認を得なければならない。

(7) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。また、本業務の委託料により受託者が購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本業務に係る契約が終了した時に県に帰属するものとする。

(8) 障がい者に対する合理的配慮

本業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。